



航空身体検査基準の改定と健康管理に関する要請活動

日乗連 HUPER 委員会は、航空身体検査基準と健康管理の改善を求めて、2017年6月23日に国土交通省航空局に対して以下の要請を行いました。前回の航空身体検査基準の改訂が2013年に行われ、今後は2018年度を目途に、基準の改訂を予定しているようです。航空局から安全部運航安全課乗員政策室長、航空医学評価官2名を含め5名、日乗連からはHUPER委員4名が参加し、意見交換を実施しました。

2017年6月23日
日乗連発第40-20号

国土交通省航空局安全部
運航安全課乗員政策室
室長 梅澤 大輔 殿

日本乗員組合連絡会議
議長 館野 洋彰

身体検査基準等の改定と健康管理に関する要請

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私たち日本乗員組合連絡会議（以下「日乗連」という）は、貴職が、航空の発展による公共の福祉の増進のため、日々ご尽力されていることに敬意を表します。また、当局が、当事者である私たち航空機乗組員の声も踏まえて、長年にわたり、航空身体検査証明（以下「身体検査」という）の改善に真摯に取り組んでこられたことを、高く評価するとともに、感謝申し上げます。

近い時期の航空身体検査基準の改訂に向けて、下記の事項について、検討、改善をし、適切な措置を講じるよう、申し伝えます。

1. 身体検査の判定において、ICAO のガイダンスに示されている「1%ルール」の概念を導入し、Multi-crew（二人以上の操縦士が乗務する航空機）の運航に従事するパイロットの判定に適用すること。
2. 現状審査会で、一律不適合とされている有症候性の脳梗塞について、ICAO のガイダンスに則り、経過良好かつ病態等が進行しないと認められる者については、審査会で適合と判定されるよう、必要な措置を講じること。

3. 深部静脈血栓症に関しては一律不適合とされているが、ワーファリン等の服用で、経過良好かつ病態等が安定、もしくは発症していない状態の者は、審査会で適合と判定されるよう、必要な措置を講じること。
4. 常時、インスリン又は経口血糖降下薬等を必要とする糖尿病に関して、一律不適合とされているが、カナダやイギリスでの適合事例を参考に、経過良好、血糖値を適切に管理できている状態では審査会で適合と判定されるよう、必要な措置を講ずること。
5. 精神疾患での適合状態である身体検査証明を所持していても、条件として「更新時に精神科医による診察結果や発症時からの病歴の提出」を求められる。この条件の為に復帰や再就職が非常に困難になるケースがある。経過良好な者や症状が完治していれば、この条件を速やかに外し、一人でも多くの乗員が復帰できるよう、措置を講じること。
6. 2015年のジャーマンウィングスの事故を受け、乗員の健康管理への関心が高まっている。身体検査基準の運用においては過剰に反応することなく、従来通りの慎重な対応を継続すべきであるとする。従来から本人の申告が前提となっている背景を踏まえ、乗員と医療関係者との信頼関係を損なわないことが重要である。本人以外の者が、従来の運用を超えて、当局や、社内の健康管理部門へ個人の医療情報を報告するような制度は避けるべきである。

日乗連として航空業務に適さない状態での乗務を容認すべきとの考えではありません。ICAOのガイダンスルールでの身体検査基準で乗務している海外航空会社のパイロットと同様に、日本人パイロットも身体検査証明を所持できれば、相当数の乗員が復帰することが可能です。また、将来的にパイロットを志望する人数も増加することにもつながります。

以上